

令和7年度 峡南建設事務所身延支所管内

雪氷対策実施計画



山梨県 峡南建設事務所身延支所
令和7年12月

<目次>

I .除排雪体制について

- ①除雪実施体制
- ②体制発令基準
- ③関係機関
- ④除雪排雪作業準備
- ⑤排雪場所

II .非常時体制(異常降雪時)における対応

- ①支部内の体制づくり
- ②除雪優先路線の優先除雪

I .除排雪体制について

①除雪実施体制

峡南建設事務所身延支所(支部)における除雪体制は、つぎのとおりとする。

支部長・・・支所長

副支部長・・・次長

支部職員・・・事務所職員

※雪氷対策本部:山梨県道路管理課

※雪氷対策支部:山梨県各建設事務所

峡南建設事務所身延支所
南巨摩郡身延町梅平2483-30
TEL:0556-62-3831(代表)
TEL:0556-62-9065(道路維持)
FAX:0556-62-3833

雪氷対策体制の確立期間

12月1日～3月31日

支部の役割

- ・道路交通状況の把握、地域との連携
- ・必要に応じて、「雪氷対策連絡会議」を開催し、関係機関との情報共有
- ・異常降雪が予想される場合には速やかな非常体制への移行
- ・支部の業務は別添のとおり

I.除排雪体制について

支部の業務

体制	支部の業務内容	
	除雪作業	通行規制他
準備体制	1) 委託業者待機状況の確認 2) 各機関との連絡体制の確認	
注意体制	1) 本部への状況報告 2) 路面状況の的確な把握 3) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 4) 積雪深 10cm に達した場合、除雪作業の開始を指示	1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼
警戒体制	1) 本部への状況報告 2) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 3) 積雪深が 10cm 以上の場合、除雪作業の継続を指示 4) 委託業者との情報連絡により各道路の積雪状況及び除雪作業の進捗状況を把握し、除雪作業の必要性に応じて「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」等に基づいた各支部への応援を要請	1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 一時的、部分的通行規制の実施
非常体制	1) 本部への状況報告 2) 除雪作業の継続を指示 3) 「異常豪雪時における道路除雪等の相互応援に関する協定」に基づき、本部を通じ、他道路管理者への応援要請を依頼 4) 降雪状況に応じて、本部を通じ、他地方自治体や TEC-FORCE 等への応援要請を依頼	1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 交通管理者との連携のもと、通行規制、通行止めを実施

I .除排雪体制について

連絡及び配備体制

区 分	本 部	支 部
大雪注意報または大雪警報が発令された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部の第1連絡者に連絡する。 (道路防災担当) 配備当番員は、道路管理課にて配備体制を執る。	道路管理課からの連絡を受け、所定の配備体制に入る。
大雪注意報が大雪警報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部へ連絡する。 配備体制については、規模を強化して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、規模を強化して継続する。
大雪警報が大雪注意報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。
大雪注意報が解除された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、解除する。	道路管理課からの連絡があるので、必要な連絡を済ませてから配備体制を解除する。

②体制発令基準

支部長以下
参集

非常時体制へ切り替え

通常時体制

配備時には、水防ルームあるいは道路課内で待機するものとする。

8名 配備

2名 配備

■準備体制 【発令基準】

- ・気象予報等により降雪または凍結が予想される場合
- ・除雪業者の自主待機の確認

道路維持担当対応

■注意体制 【発令基準】

- ・交通に支障が生じる恐れがある場合
- ・積雪深が10cmに達した場合
- ・大雪注意報発令時

上記配備とは別に
道路維持担当対応

■警戒体制 【発令基準】

- ・一般交通を確保できないと判断される場合
- ・積雪深が20cmに達しさらに降雪の恐れがある場合
- ・大雪警報発令時

上記配備とは別に
道路維持担当対応

■非常体制

【発令基準】

- ・路面の積雪状況により広範囲に交通不能と判断される場合
- ・県内の広範囲で積雪深が30cmを大きく超えさらに積雪が見込まれる場合
- ・異常降雪による災害警戒本部が設置された場合

→災害対策本部体制
「山梨県災害対策本部立ち上げ」

降雪量 大

→II.非常時体制(異常降雪時)における対応 参照

③関係機関

●国土交通省

甲府河川国道事務所 峡南国道出張所 TEL 0556-62-0621 FAX 0556-62-3310

●山梨県

県土整備部 道路管理課 TEL 055-223-1695 FAX 055-223-1699

峡南建設事務所 道路課道路維持担当 TEL 055-240-4128 FAX 055-240-4134

●市役所

早川町振興課 TEL 0556-45-2517 FAX 0556-20-5000

身延町建設課 TEL 0556-42-4808 FAX 0556-42-2127

南部町建設課 TEL 0556-66-3408 FAX 0556-66-3413

●高速道路

中日本高速道路(株)八王子支社 甲府保全・サービスセンター TEL 055-275-5121

●警察関係

警察本部交通規制課 TEL 055-221-0110

南部警察署 TEL 0556-64-0110 FAX 0556-64-0110

●消防関係

峡南広域行政組合消防本部 TEL 055-272-1919 FAX 055-272-0655

中部消防署 TEL 0556-62-5119 FAX 0556-62-5611

中部消防署南分署 TEL 0556-66-2119

④除雪排雪作業準備

●除雪業者

峡南建設事務所身延支所管内の除雪業者は
巻末資料① 参照

I.除排雪体制について

☆除雪作業の待機指示基準

作業種目	待機指示基準
道路巡回／情報連絡	情報連絡業務と巡回要員(巡回員及び運転手)の待機は、以下のいずれかに該当したら指示することができる。 ①気象台予報(大雪注意報以上の予報)が出ているとき。 ②降雪等予測(5cm以上の降雪または気温2℃以下)により、作業が必要と考えられるとき。 ③その他(気象状況により経験的に作業が必要と考えられるとき。)
新雪除雪	機械運転要員(除雪トラック、除雪グレーダ)の待機は、下記の場合において指示することができる。 ①注意報・警報発令または降雪予測が5cmを越えるとき。

(注) 基地の所在地、降雪量、特性等を考慮し、待機指示の要領等を定めるものとする。

☆除雪作業の出動基準

工種	出動基準
雪道巡回工	1) 気象予報(降雪、凍結予報)により、必要に応じて巡回を実施する。 2) 上記の他、気象状況、路面状況により巡回が必要な下記の場合は巡回を実施する。 (イ)降雪、路面凍結等で交通障害が予想されるとき。 (ロ)所轄警察署、道路情報モニター、ドライバー、地域住民から交通障害等に関する情報があつたとき。
一般除雪工	新雪除雪 1) 雪が降りはじめ、降雪状況気象通報等からさらに降雪が続くことが予想され、降雪10cmに達したとき。 路面整正 1) 路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合。 2) 連続降雪による庄雪の成長防止や、路面の平坦性を確保する必要のある場合。 圧雪処理 1) 気温の変化や通行車のかく乱作用などで圧雪の性質が変わり、極端な不陸が生じ交通障害の原因となる恐れのある場合。
拡幅除雪工	1) 降雪が本格的となり必要幅員の確保が困難になった場合。 2) 雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員の確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき。
運搬除雪工	1) 運搬排雪は交通可能な幅員確保が困難となり、引き続き降雪が予想される。
歩道除雪工	1) 監督職員の指示した場合。
凍結防止工	1) 路面凍結が予想される場合、または確認したとき。
消融雪施設の捜査	1) 降雪の有無を確認したとき。 2) 路面凍結の有無を確認したとき。(ロードヒーティング)
その他	1) 監督職員の指示があるとき。

☆融雪剤散布作業の実施基準

通常時

通常時(事前散布)は、

山間部カーブ区間 ／ トンネル出入口区間の日陰 ／ 橋梁部(市街地含む)等で

降霜、雨水、融雪水により路面が湿潤しており、

深夜から早朝にかけての路面温度低下により、路面凍結が発生する恐れのある箇所について凍結前に散布を行う。

予想最低気温概ね3℃を目安に、路面状況等により散布の判断を行う。

なお、管内融雪剤散布委託受託者により実施。

降雪時(除雪時・除雪後)

除雪時の散布は、

降雪圧雪により除雪作業が困難な場合に除雪作業補助のために実施する。

除雪後の散布は、

除雪後路面の再凍結の恐れがある場合に実施する。(融雪水、除雪残雪の再凍結防止)

なお、管内融雪剤散布委託受託者のみならず、必要に応じて除雪業務委託受託者によっても実施する。

⑤排雪場所(早川町・身延町・南部町)

非常時に必要となる排雪先(案)をつぎのとおり確保する。

○山梨県管轄

- ・椿川
- ・松葉沢川
- ・不動沢川
- ・波木井川 下流 波木井橋下
- ・中村川河川内(南巨摩郡南部町内船地内)
- ・戸栗川河川敷(南巨摩郡南部町南部9420番地付近)
- ・瀬戸川(南部町成島地内)
- ・万沢川(南巨摩郡南部町万沢5145付近)

なお、使用に際しては、河川管理者の許可を必要とする。

Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

①支部内の体制づくり

非常時体制移行時には、支部において下記の体制を速やかに構築する。

- ・情報収集・連絡班

- 道路状況や除雪状況等の把握、除雪班、窓口班並びに本部との連絡関係機関(道路管理者、警察、消防など)との連絡など

- ・除雪作業指示班

- 情報収集班からの情報を基に管内の除雪作業計画を立案しその作業を指示する。

- ・現場対応班

- 除雪作業の現場監督など

- ・窓口対応班

- マスコミや一般者からの問い合わせ対応など

- ・総務班

- 県外等からの応援部隊の受け入れ、必要資機材の調達など

②除雪優先路線の優先除雪

・管内の除雪順序

最優先路線

国道52号(国土交通省管理路線)
中部横断自動車道(NEXCO・国道交通省管理路線)



優先路線

国道300号・国道469号・県道市川三郷身延線等の主要路線
内船停車場線・井出停車場線



除雪路線

上記以外で除雪を実施する路線



管内管理路線の除雪完了